

原議保存期間	30年(平成58年3月31日まで)
有効期間	一種

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
各都道府県警察の長

警察庁丁総発第122号
平成28年2月12日
警察庁長官官房総務課長

国家公安委員会審査請求手続規則及び国家公安委員会審査請求手続細則の制定について(通達)

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新行審査」という。)については、本年4月1日から施行される所、この度、国家公安委員会等に対する不服申立てに関する規則(平成4年国家公安委員会規則第2号。以下「旧規則」という。)の全部が改正され、国家公安委員会審査請求手続規則(平成28年国家公安委員会規則第1号。以下「手続規則」という。)が別添1のとおり公布された。あわせて、国家公安委員会審査請求手続細則(平成28年警察庁訓令第1号。以下「手続細則」という。)が別添2のとおり制定された。

手続規則及び手続細則は、本年4月1日から施行される所、その制定の趣旨、要点並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各位にあつては対応に遺漏のないようにされたい。

なお、「国家公安委員会に対する不服申立てに関する規則の施行について」(平成4年2月20日付け警察庁丙企発第5号ほか)及び「国家公安委員会に対する不服申立てに関する規則の一部を改正する規則の制定について」(平成13年3月30日付け警察庁丙総発第20号)は廃止する。

記

1 制定の趣旨

(1) 手続規則の制定の趣旨

新行審査においては、審理の公正性及び透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するため、処分に関与していないなど一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理手続を行うこととされた。

これまで警察庁では、国家公安委員会に対する不服申立てが行われた場合には、旧規則第3条の規定に基づき、警察庁長官が、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる認められる職員のうちから「審理官」を指名し、国家公安委員会が行う審理に関する事務を補佐させることとしていたところであるが、当該審理官の除斥事由については何ら規定が置かれていなかったところである。

新行審査においては、国家公安委員会等の合議制機関については、手続の公正性が最終的に担保されることから、審理員制度の適用が除外されているところで

あるが、同法の趣旨を踏まえれば、審理関係人からの主張の整理等を行う審理官についても処分に関与していない職員等を指名することが適当であることから、審理官について、審理員と同様の除斥事由を定めることとしたものである。

また、旧規則の規定について所要の見直しを行うこととしたものである。

(2) 手続細則の制定の趣旨

新行審法の趣旨を踏まえた審査請求への適切な対応を担保するため、審理官の指名に関する具体的手続等、手続規則の運用に関して必要な細目的事項を定めることとしたものである。

2 要点

(1) 手続規則の要点

ア 審理官への除斥事由の導入（第3条関係）

新行審法の趣旨を踏まえ、国家公安委員会が行う審理に関する事務を補佐する審理官について、新行審法に規定する審理員と同様の除斥事由を定めた。

イ 審理関係人に対する通知（第5条等関係）

新行審法において、審理関係人及び審査庁の相互協力義務が定められたこと、参加人にも審査請求に係る事件に関する意見書の提出が認められたこと等を踏まえ、審査請求に係る通知を、審査請求人又は処分庁等のほか、参加人に対しても広く行うこととした。

ウ 審理手続に関する規定の整備（第13条等関係）

審査請求人からの口頭意見陳述等に関し、旧規則は口頭意見陳述録取書等を作成した場合における陳述人等への読み聞かせ等を規定していたところ、新行審法においては、口頭意見陳述が全ての審理関係人を招集して行うこととされるなど手続の複雑化が見込まれることから、陳述人等への読み聞かせ等を不要とした。

エ 行政機関情報公開法等に関する審査請求に関する手続の整備（第28条関係）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に関する審査請求については、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行うこととされており、審理手続は同審査会により行われることとなることから、審理官の指名等を不要とした。

オ 審査請求に関する様式の整備（別記様式関係）

審査請求は、審理関係人によってなされる様々な主張を論点をまとめながら進める必要があるなど、様式を定めて画一的な処理をするにはなじまない側面を有することから、一定の様式を除き、旧規則に規定していた様式を廃止した。

(2) 手続細則の要点

ア 審理官の候補者の選定（第1条関係）

審理官は、審理の経過を把握して裁決等がなされるに熟したか否かを的確に判断する必要があること等から、審理官の候補者の選定については、原則として、高度な判断を自らの名において行うことのできる国家公務員法第34条第1項第7号に規定する管理職員のうちから行うこととした。

また、審理官の候補者は、原則として主管課の職員のうちから選定されるものであるが、主管課の体制等によっては、主管課の管理職員が全員処分に關与しており、審理官の候補者として適當と認める者がいない場合等も想定されることから、審理官の候補者の選定に当たっては、主管課の長が他の課の長又は長官官房参事官に対して、必要な協力を求めることができることとした。

イ 審理に関する事務についての専決規程の整備

審理に関する事務を補佐する職員として、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる職員のうちから審理官が特に指名されることに鑑み、審査請求に関する各種手続のうち審理に関する事務については、審理官が専決することができることとした。

3 運用上の留意事項

(1) 審理官關係

ア 審理官の候補者の選定は、個別の審査請求があった場合にその都度行う。

イ 審理経過調書に記載すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 審査請求の件名、審査請求の日時、審査請求人の氏名及び住所
- (イ) 審査請求の要旨
- (ウ) 参加人の氏名及び参加の趣旨
- (エ) 処分庁等（審査庁が処分庁等である場合を含む。）の弁明の要旨
- (オ) 審査請求人の反論及び参加人の意見の要旨
- (カ) 口頭意見陳述の要旨及び補佐人の氏名
- (キ) 参考人の陳述及び鑑定、検証並びに審理關係人への質問の要点
- (ク) 審理官の職名及び氏名

なお、審理経過調書には、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件であつて裁決等に当たつて参考とすると認められるものを添付するものとする。

ウ 審理官が補佐する「審理に関する事務」とは、具体的には、新行審法第11条に規定する総代の互選命令に関する事務、同法第13条に規定する参加人の許可に関する事務及び同法第3節に規定する審理手続に関する事務（審査庁が処分庁等である場合における弁明書の作成を除く。）をいう。

エ 「審理に関する事務」以外の審査請求に関する事務の決裁については、警察庁文書決裁規程（昭和34年警察庁訓令第10号）の定めるところによる。

また、手続細則第2条の「専決することができる」という規定は、専決しなければならないという意味ではないから、同条の規定により専決できるものであつても、より上級者の決裁を受ける必要があると認められるような場合には、その決裁を受けることは可能であるが、新行審法の趣旨に鑑み、手続規則第3条第3項に規定する除斥事由に該当する者による専決が行われることのないよう留意すること。

(2) 口頭意見陳述等の記録關係

手続規則においては、口頭意見陳述録取書等を作成した場合における陳述人等への読み聞かせ等が不要とされたことから、口頭意見陳述等の記録の作成に当たっては、書記担当を複数人配置する、録音機器を補助的に用いるなど、記録の正確性の担保に留意すること。